○総務省告示第八十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項並びに電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和五十六年郵政省告示第九百六十八号（伝搬障害防止区域を指定する等の件）等の一部を次のように改正する。

なお、昭和四十二年郵政省告示第六百三十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）及び昭和五十四年郵政省告示第六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）は、廃止する。

令和八年三月二十三日

総務大臣　林　芳正

一　昭和五十六年郵政省告示第九百六十八号（伝搬障害防止区域を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［一　略］	［一　同上］
二　公衆通信障害防止区域以外の伝搬障害防止区域	二　［同上］

当該伝搬障害防止区域の範囲				区別
当該区域に係る地域の名称	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）	電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	重要無線通信の種類	
［一～四　略］				
五　同右				
北海道　旭川市　春光町、大町一条三丁目、同四丁目、大町二条三丁目、同四丁目、大町三条三丁目、同四丁目、旭町一条三丁目、同四丁目、旭町二条三丁目、同四丁目、川端町、三条西五丁目、四条西五丁目、五条西四丁目、同五丁目、六条西四丁目、同五丁目、	五〇	㈠　北海道旭川市春光町（一五七） ㈡　北海道旭川市神居町字神居（八一五）	二・八	

当該伝搬障害防止区域の範囲				区別
当該区域に係る地域の名称	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）	電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	重要無線通信の種類	
［一～四　同上］				
五　同右				
北海道　旭川市　春光町、大町一条三丁目、同四丁目、大町二条三丁目、同四丁目、大町三条三丁目、同四丁目、旭町一条三丁目、同四丁目、旭町二条三丁目、同四丁目、川端町、三条西五丁目、四条西五丁目、五条西四丁目、同五丁目、六条西四丁目、同五丁目、	五〇	㈠　北海道旭川市春光町（一五七） ㈡　北海道旭川市神居町字神居（八一五）	二・八	